

令和4年度第10回教育委員会会議日程

開催期日 令和4年11月28日（月）

開催時間 16時45分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第19号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 議案第30号 芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

日程第6 議案第31号 令和3年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件

日程第7 議案第32号 財産取得（温水プール等備品購入（その1））の件（非公開）

日程第8 議案第33号 財産取得（温水プール等備品購入（その2））の件（非公開）

日程第9 議案第34号 令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第4

報告第19号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和4年11月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提 出 書 類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第 5

議案第 30 号

芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、償還免除の決定をしようとするものであります。

令和 4 年 11 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例

平成29年3月7日条例第2号

(償還の免除)

第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。

- (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。
- (2) 償還免除決定時に芽室町内に居住していること。
- (3) 町民税の課税対象であること。
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (5) 当該年度までに償還の遅延がないこと。

2 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

(償還の延長又は免除の申請)

第12条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除の決定及び通知)

第13条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。

(償還免除)

第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。
- (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とする。
- (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。
- (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。

(償還の延長又は免除の申請)

第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。

2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するときは、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除決定の通知)

第11条 条例第13条の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。

(償還の延長又は免除決定の取消し)

第12条 町長は、償還の延長又は免除を受けることが決定した者（以下「延長・免除決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における償還の延長・免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 償還延長・免除決定通知書発行の日までに延長又は免除の対象となる条件を満たさなくなったとき。
- (2) 償還の延長又は免除の決定の内容又はこの規則の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき、その他偽りや不正の手段により償還の延長又は免除を受けたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を償還延長・免除取消通知書（第16号様式）により延長・免除決定者に通知するものとする。

3 第1項により免除の取消しが決定した延長・免除決定者は、取消しが決定した年度の翌年度以降に同じ条件による償還の免除を申請することができない。

日程第 6

議案第 31 号

令和 3 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 3 年度の
教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価の報告書を芽室町議会に提出しようと
するものであります。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第 281 号
令和 4 年 11 月 28 日

芽室町議会議長 早 苗 豊 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告
書について (提出)

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、令和 3 年度における芽室町教育委員会の活動状況や事務事業の点検及び評価を実施したので、別添のとおり提出します。

(教育推進課教育総務係)

令和3年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況についての点検及び評価の報告書

令和4年11月

芽室町教育委員会

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本報告書は、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに町民に対する説明責任を果たすために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、令和 3 年度の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価を実施し、報告するものです。

この点検・評価は、「第 5 期芽室町総合計画」の前期実施計画で、「基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」に定める施策に沿って、毎年度、点検・評価を実施することとしています。

令和 4 年 11 月

芽室町教育委員会

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況

	ページ
1 教育委員会の会議の開催状況	1
2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況	7
3 教育委員の活動状況	9
4 附属機関等の開催状況	10
5 教育関係の表彰	13
6 教育委員会の組織	14
7 教育委員会事務局の事務分掌	15

第2章 施策マネジメントシートによる評価

1 学校教育の充実	19
2 社会教育の推進	22
3 地域文化の振興	24
4 スポーツしやすい環境づくり	26

第3章 芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等

1 芽室町教育振興基本計画施策項目及び成果指標実績	31
---------------------------	----

第1章

教育委員会の活動状況

1 教育委員会の会議の開催状況

芽室町教育委員会の会議は原則として公開で、毎月1回開催しています。

この会議においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会会議規則に基づき、教育長及び教育委員が教育行政に関する基本的な方針の決定や教育委員会規則の制定、職員の任免に関することなど、教育に関するさまざまな議題について審議しました。

令和3年度は次のとおり開催しました。

期 日	番 号	付 議 案 件
令和3年 4月14日	報告第 1 号	芽室町学校歯科医の委嘱の辞退の件
	議案第 1 号	令和3年芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和3年 4月28日	報告第 2 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 3 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 2 号	芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
	議案第 3 号	芽室町教育研究所職員委嘱の件
	議案第 4 号	芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
	議案第 5 号	芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件
令和3年 5月26日	議案第 6 号	契約締結（芽室町立学校空調設備設置事業）の議案に対する意見申し出の件
	報告第 4 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 5 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 6 号	区域外就学認定の件
	報告第 7 号	新型コロナウイルスに係る対応の件
	議案第 7 号	教育委員会委員の学校訪問実施の件
	議案第 8 号	芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
	議案第 9 号	芽室町社会教育委員委嘱の件
	議案第 10 号	芽室町図書館協議会委員委嘱の件
議案第 11 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件	

令和3年 5月26日	議案第 12 号	契約締結（芽室西中学校屋上外壁改修工事－R2線越）の議案に対する意見申し出の件
令和3年 6月15日	議案第 13 号	令和3年芽室町議会定例会6月定例会義務教育委員会所管一般質問の件
令和3年 6月24日	報告第 8 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 9 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 10 号	区域外就学認定の件
	議案第 14 号	芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則制定の件
	議案第 15 号	芽室町不登校支援システム構築協議会委員委嘱の件
	議案第 16 号	教育財産の所管換の件
令和3年 7月21日	議案第 17 号	財産取得（芽室町小学校4校ネットワーク機器等購入）の件
	議案第 18 号	財産取得（大型提示装置購入）の件
令和3年 7月28日	報告第 11 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 12 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 13 号	教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件
令和3年 8月24日	報告第 14 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 15 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 16 号	留守番電話対応機器導入の件
	議案第 19 号	令和4年度使用小学校用教科用図書採択の件
	議案第 20 号	令和4年度使用中学校用教科用図書採択の件
	議案第 21 号	令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件
	議案第 22 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和3年 9月14日	議案第 23 号	財産取得（図書館情報システム）の議案に対する意見申し出の件
	報告第 17 号	芽室町教育委員会委員任命に係る議会同意の件
	議案第 24 号	請負変更契約締結（芽室西中学校屋上外壁改修工事（R2線越））の議案に対する意見申し出の件

令和3年 9月14日	議案第 25 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和3年 9月28日	報告第 18 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 19 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 20 号	区域外就学認定の件
	議案第 26 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
	議案第 27 号	令和3年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
令和3年 10月27日	議案第 28 号	令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	報告第 21 号	教育長職務代理者指名の件
	報告第 22 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 23 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 29 号	芽室町文化賞等規則中一部改正の件
令和3年 11月5日	議案第 30 号	芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件
	議案第 31 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和3年 11月24日	報告第 24 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 32 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 33 号	令和2年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件
	議案第 34 号	条例制定（年末年始の休日変更に伴う関係条例の整理に関する条例）の議案に対する意見申し出の件
令和3年 12月13日	議案第 35 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	報告第 25 号	中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」実施の件
令和3年 12月22日	議案第 36 号	令和3年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管一般質問の件
	報告第 26 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 27 号	芽室町奨学金貸付の件
令和3年 12月22日	報告第 28 号	区域外就学認定の件

令和3年 12月22日	報告第 29 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	議案第 37 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
	議案第 38 号	令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	議案第 39 号	芽室町スクールバス運行条例施行規則中一部改正の件
	議案第 40 号	芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
	協議案第 1 号	令和4年度芽室町一般会計教育費予算の件
令和4年 1月26日	報告第 30 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 31 号	区域外就学認定の件
	報告第 32 号	令和4年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件
	議案第 41 号	芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針の一部改正の件
	協議案第 2 号	令和4年度芽室町一般会計教育費予算（政策推進課長ヒアリング結果）の件
令和4年 2月7日	議案第 42 号	令和3年度芽室町文化賞等候補者諮問の件
	議案第 43 号	令和3年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件
	議案第 44 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	協議案第 3 号	令和4年度芽室町教育行政執行方針（素案）の件
令和4年 2月22日	報告第 33 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 34 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 35 号	区域外就学認定の件
	議案第 45 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 46 号	令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件
	議案第 47 号	令和3年度芽室町文化賞等受賞者決定の件
	議案第 48 号	令和3年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件
	議案第 49 号	令和4年度芽室町教育行政執行方針の件

令和4年 2月22日	議案第 50 号	令和4年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 51 号	条例廃止（芽室町勤労青少年ホーム条例廃止）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 52 号	条例廃止（芽室町集団研修施設設置及び管理条例廃止）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 53 号	芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則廃止の件
	議案第 54 号	条例改正（芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 55 号	芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
	議案第 56 号	芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
	議案第 57 号	芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
令和4年 3月15日	報告第 36 号	区域外就学認定の件
	報告第 37 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	議案第 59 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 60 号	芽室町立学校職員任免内申の件
	議案第 61 号	令和3年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件
	議案第 62 号	令和3年芽室町議会定例会3月定例会議教育委員会所管一般質問の件
	議案第 63 号	令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和4年 3月25日	報告第 38 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 39 号	区域外就学認定の件
	報告第 40 号	就学指定校変更認定の件
	議案第 64 号	芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
	議案第 65 号	芽室町学校医委嘱の件
	議案第 66 号	芽室町学校歯科医委嘱の件

令和4年 3月25日	議案第 67 号	芽室町学校薬剤師委嘱の件
	議案第 68 号	芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件
	議案第 69 号	芽室町スポーツ推進委員委嘱の件
	議案第 70 号	第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理人指定の件
	議案第 71 号	押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定の件

2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況

令和3年度に制定、改廃された教育に関する条例及び教育委員会の規則等は次のとおりです。

(1) 条例

題 名	公布年月日	施行年月日
・年末年始の休日変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	R3. 12. 2	R4. 4. 1
・芽室町勤労青少年ホーム条例廃止の件	R4. 3. 3	R4. 4. 1
・芽室町集団研修施設設置及び管理条例廃止の件	R4. 3. 3	R4. 4. 1
・芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正の件	R4. 3. 3	R4. 3. 3

(2) 規則

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則制定	R3. 6. 24	R3. 7. 1
・芽室町文化賞等規則の一部を改正する規則	R3. 10. 27	R3. 10. 27
・芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正する規則	R3. 10. 27	R3. 10. 27
・芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部を改正する規則	R3. 12. 22	R4. 1. 6
・芽室町スクールバス運行条例施行規則中一部を改正する規則	R3. 12. 22	R4. 4. 1
・芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中一部を改正する規則	R4. 2. 22	R4. 4. 1
・芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 2. 22	R4. 4. 1
・芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部を改正する規則	R4. 3. 2	R4. 3. 3
・芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則廃止する規則	R4. 3. 2	R4. 4. 1
・押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定	R4. 3. 24	R4. 4. 1

(3) 規程、要綱等

題 名	決定年月日	施行年月日
・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における芽室町小中学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正	R4. 2. 24	R4. 2. 24

(4) 計画等の策定の状況（令和3年度策定なし）

計 画 名	策定年月日

3 教育委員会委員の活動状況（教育長を除く）

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町内小中学校の各種行事、研修会等へ出席するなどの活動を行っています。

※ 教育委員会会議への出席を除く

月	活 動 内 容
4月	・令和3年度芽室町立小中学校教職員辞令伝達式
5月	・十勝管内教育委員会連絡協議会定例総会（オンライン開催）
6月	・総合教育会議 ・教育委員会委員による学校訪問
7月	・教育委員会委員による学校訪問
11月	・総合教育会議 ・十勝管内教育委員会連絡協議会臨時会（オンライン開催） ・十勝管内市町村教育委員会教育委員研修会（オンライン開催）
2月	・総合教育会議 ・「飛び出す教育委員会・子どもトーク」（オンライン開催）

4 附属機関等の開催状況

(1) 芽室町学校教育推進協議会（令和3年度開催なし）

開催月日	審議内容

(2) 芽室町教育振興基本計画策定委員会（令和3年度開催なし）

開催月日	審議内容

(3) 芽室町教育支援委員会

開催月日	審議内容
令和3年11月5日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について
令和4年2月3日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について
令和4年3月8日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について

(4) 芽室町学校給食運営協議会

開催月日	審議内容
令和3年7月15日	令和2年度学校給食の実施実績について 令和3年度学校給食の実施について 令和3年度学校給食施設衛生検査の実施について 学校給食実施における献立・食材等について
令和3年12月1日	令和3年度学校給食の実施状況について 令和3年度学校給食施設衛生検査の実施について 令和3年度学校給食嗜好調査結果について 学校給食実施における献立・食材等について
令和4年3月 書面開催	令和3年度学校給食の実施状況について 令和3年度食育・食農教育の実施状況について 令和3年度学校給食施設衛生検査の実施について 献立や食材の選定について 衛生管理について めむろまるごと給食による食育・食農教育について

(5) 芽室町社会教育委員会

開催月日	審議内容
令和3年6月25日	社会教育法及び社会教育委員について 芽室町社会教育推進中期計画について 令和3年度生涯学習課所管事務（事業）について 生涯学習関係事業について（4月1日以降）
令和3年10月5日	生涯学習関係事業について（6月25日以降） 芽室町文化賞等規則及び芽室町スポーツ賞等規則の改正について
令和3年12月21日	生涯学習関係事業について（10月5日以降） 令和3年度十勝管内社会教育委員長等研修会兼令和3年度十勝管内社会教育委員研修会について 令和3年度十勝管内社会教育委員入門研修会について CSコーディネーターの役割等について
令和4年2月14日	生涯学習関係事業について（12月21日以降） 令和3年度十勝管内社会教育委員入門研修会について 令和3年度芽室町文化賞等受賞候補者の諮問について 令和3年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者の諮問について
令和4年3月18日	生涯学習関係事業について（2月14日以降） 令和3年度生涯学習課関連事業報告について 令和4年度教育行政執行方針について 令和4年度生涯学習関連予算案について

(6) 芽室町文化財保護審議会

開催月日	審議内容
令和3年10月7日	町指定天然記念物の「芽室公園の柏の木」の状況について 「イタヤカエデの木」について

(7) 生涯学習推進中期計画策定委員会（令和3年度開催なし）

開催月日	審議内容

(8) 芽室町スポーツ推進委員会

開催月日	審議内容
令和4年2月28日	令和3年度事業報告について (株)北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定の延長について 令和4年度スポーツ振興関連予算について 芽室町営水泳プール整備事業及び総合体育館の改修について チャレンジデー2022の実施について

(9) 芽室町図書館協議会

開催月日	審議内容
令和3年11月25日	委員長、副委員長の選出について 芽室町図書館利用統計について 芽室町図書館施設整備状況について 電子図書館について
令和4年2月21日	令和3年度芽室町図書館利用統計について 令和3年度図書館事業実績について 電子図書館について

5 教育関係の表彰

(1) 芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式

開催日時 令和4年3月5日(土)(新型コロナウイルス感染症により中止)

開催場所 芽室町中央公民館大ホール

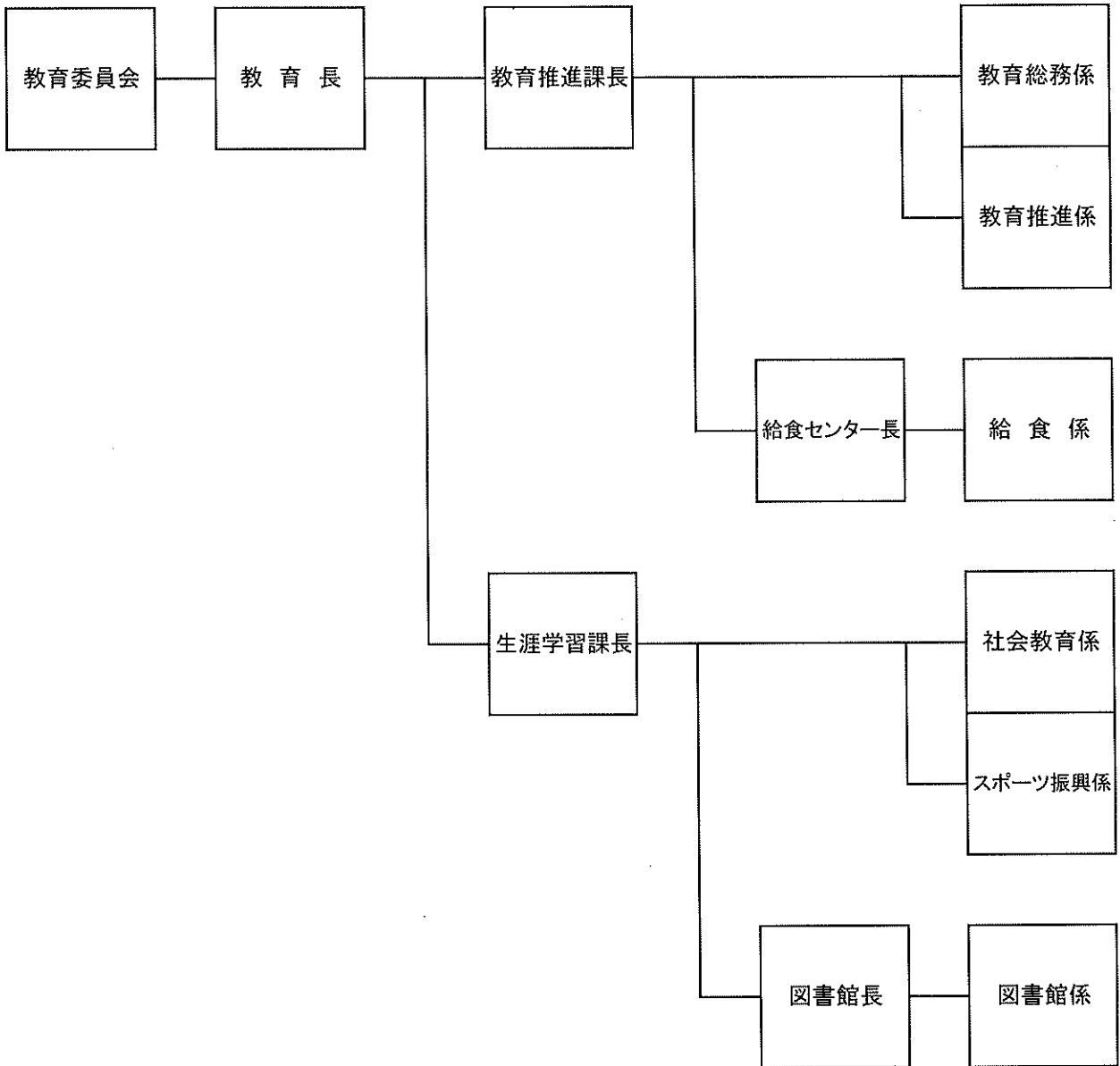
(2) 文化賞等被表彰者

- | | | |
|----------|--------|----------|
| ・文化賞 | 成績優秀の部 | 1個人、1団体 |
| ・文化奨励賞 | 成績優秀の部 | 1個人 |
| ・少年文化賞 | | 9個人、1団体 |
| ・少年文化奨励賞 | | 36個人、2団体 |

(3) スポーツ賞等被表彰者

- | | | |
|------------|--------|-----------|
| ・スポーツ賞 | 優秀選手の部 | 6個人、1団体 |
| ・スポーツ奨励賞 | 優秀選手の部 | 6個人、4団体 |
| ・少年スポーツ賞 | | 9個人、2団体 |
| ・少年スポーツ奨励賞 | | 35個人、12団体 |

6 教育委員会の組織



7 教育委員会事務局の分掌事務

① 教育推進課

- (1) 教育委員会の会議及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 教育委員会の財務に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の管理に関すること。
- (6) 学校教育に関すること。
- (7) その他学校教育行政一般に関すること。

①-1 教育推進課教育総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 儀式、褒章及び表彰に関すること。
- ウ 教育委員会の条例、規則、規程の制定又は改廃に関すること。
- エ 事務局、教職員その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- オ 職員の進退、賞罰、服務、給与、福利及び研修に関すること。
- カ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- キ 通学区域に関すること。
- ク 教育財産の管理並びに取得、処分の申し立てに関すること。
- ケ 公印の管理に関すること。
- コ 教育行政相談に関すること。
- サ 他の課、係との連絡調整に関すること。
- シ 他の課、係の所管に属さない事項に関すること。

①-2 教育推進課教育推進係

- ア 学級編制に関すること。
- イ 教科内容及びその取扱に関すること。
- ウ 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- エ 教職員の研修及び福利厚生に関すること。
- オ 学校保健及び学校安全に関すること。
- カ 児童・生徒の就学奨励及び援助に関すること。
- キ スクールバスの運行に関すること。
- ク 教育研究所及び学校教育振興会の連絡調整に関すること。
- ケ コミュニティ・スクール（学校運営協議会関係）に関すること。
- コ その他学校教育に関すること。

※教育推進課に属する所管機関～給食センター

①-3 給食センター給食係

- ア センターの運営管理に関すること。
- イ 学校給食の供給に関すること。
- ウ 学校給食運営協議会に関すること。
- エ 学校給食の向上発展に関すること。
- オ その他学校給食に関すること。

② 生涯学習課

- (1) 社会教育に関する事。
- (2) 社会教育団体に関する事。
- (3) 社会教育施設の設置、管理運営並びに廃止に関する事。
- (4) 芸術文化に関する事。
- (5) その他社会教育行政一般に関する事。

②-1 生涯学習課社会教育係

- ア 社会教育委員に関する事。
- イ 社会教育の推進に関する事。
- ウ 青少年教育、婦人、高齢者等成人教育に関する事。
- エ 講座の開設及び討論会、講演会、展示会その他の集会の開催並びに奨励に関する事。
- オ 社会教育団体の指導育成に関する事。
- カ 芸術文化に関する事。
- キ 文化財の保護に関する事。
- ク 集団研修施設・ふるさと歴史館の管理運営に関する事。
- ケ 生涯学習の推進に関する事。
- コ 公民館の管理運営・活動に関する事。
- サ 公民館事業の計画・実施に関する事。
- シ コミュニティ・スクール(めむろ郷育・夢育応援団本部関係)に関する事。

②-2 生涯学習課スポーツ振興係

- ア 社会体育施設の管理運営に関する事。
- イ スポーツ振興に関する事。
- ウ 学校体育施設に関する事。
- エ スポーツ推進委員に関する事。
- オ 体育団体の指導育成に関する事。
- カ その他体育振興に関する事。
- カ ゲートボールの振興に関する事。

※生涯学習課に属する所管機関～図書館

②-3 図書館図書館係

- ア 図書館施設の維持、管理、運営及び事業計画に関する事。
- イ 図書館資料の受入れ、保存及び除籍に関する事。
- ウ 図書の分類、配列及びその目録の作成に関する事。
- エ 図書資料の配架、貸出し及び返却事務に関する事。
- オ その他庶務及び奉仕関係に関する事。

第2章

施策マネジメントシートによる評価

まちづくりの基本目標 2

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

1 学校教育の充実

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-1 学校教育の充実
主 管 課		教育推進課

2 社会教育の推進

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-2 社会教育の推進[主管課]社会教育課
主 管 課		生涯学習課

3 地域文化の振興

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-1 地域文化の振興
主 管 課		生涯学習課

4 スポーツしやすい環境づくり

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-2 スポーツしやすい環境づくり
主 管 課		生涯学習課

施策番号 2-1-1	施策名 学校教育の充実	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり			
		政策名	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実			
	主管課	教育推進課	課長名	有澤勝昭	内線	441
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
地域社会と連携しながら信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。		児童生徒	・確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、未来を切り開くための資質・能力を身につける				児童生徒が社会に出たときに自立できる
成果指標	説明	単位	算定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標
① 「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	%	75.8	74.0	77.1	72.9	80.0
② 「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	%	72.2	77.4	75.8	79.5	78.0
③ 「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	%	85.7	87.7	85.2	87.7	90.0
④							
成果指標設定の考え方	成果指標の設定は、全国学力・学習状況調査の結果を採用し、「豊かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む上で、3つの指標を設定した。 目標値の設定は、各成果指標共に5%程度の上昇を目指し設定した。						

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算
施策事業費(千円)	907,458	895,658	1,184,039	1,049,496
人工数(業務量)	6.4412	7.0169	7.5902	7.5132

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2021年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標②と③は上昇したが①は低下。⇒①の低下は、コロナ禍における学級閉鎖により、幾度と学習スケジュールの変更を余儀なくされたことも要因と思われる。なお、学力調査における点数では、低下は伺えない。
②2022年度の目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①、②の指標については、小学校全学年での35人以下学級編成や授業改善推進チームの組織的定着、地域コーディネーター複数配置による特別支援教育の充実、児童生徒一人一台端末の配布による個に応じた学習支援の推進、更には、令和3年度に策定した「不登校支援システム」を運用することで目標達成を目指す。 ③の指標については、栄養教諭による全校全学級を対象とした食育指導の継続や令和3年度より開始した「食農教育」の充実により目標達成を目指す。
(2) 施策の成果評価に対する2021年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	①児童生徒支援事業 ②小学校・中学校教材・教具整備事業 ③学校給食管理運営事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・「①」⇒小学校全学年35人以下学級編成のため、町独自で臨時教諭を配置した。特別支援教育の推進のため、地域コーディネーターや教育活動指導助手、学校支援員を配置、不登校支援システムを策定し、し個に応じた学習支援を実施した。 ・「②」⇒学校におけるICT教育推進のため、令和3年度から児童生徒一人一台の端末を配備すると共に、大型提示装置や学習支援ソフト(AIDリル、プログラミンソフト)を導入し、個別最適な学級の環境を整備した。 ・「③」⇒栄養教諭による全校全学級の食育指導を実施すると共に、芽室産食材を活用した「めむろまるごと給食」の提供や「食農教育」の充実を進めた。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)

担当課 評価	少人数学級編成、特別支援教育、不登支援、ICT教育環境の整備など、誰一人取り残すことのない個に応じた学びの場の充実を図ること で、計画策定時と比較し前進したと考える。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <p>①学校施設などの老朽化対策や多様なニーズへの対応。(R1:学校施設等長寿命化計画策定)／②「社会に開かれた教育課程」の実現を重視した新学習指導要領への対応。(R2:小学校、R3:中学校で全面实施)／③特別な支援や配慮を必要とする児童生徒の増加への対応。(R2:地域コーディネーター複数配置)／④学校におけるICT環境整備への対応(R2:ICT整備・活用指針策定)⑤登校に困難を抱える児童生徒の増加への対応(R3:不登校支援システム策定)</p> <p>《今後の予測》</p> <p>①児童生徒数の減少を踏まえた計画的整備が必要である。／②コミュニティ・スクールの推進が必要である。／③発達支援システムに基づき地域コーディネーターを核とした組織的・計画的に進める必要がある。／④国が推奨するICT環境の整備は完了したが、活用について研究を進める必要がある。／⑤不登校支援システムに基づき、初期・中長期対応を組織的・計画的に進める必要がある。</p>
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<p>・「地域とともにある学校づくり」としてのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進。(R1:学校運営協議会制度開始)</p> <p>・「GIGAスクール構想」の実現に向けたICT計画の策定。(R2:芽室町教育委員会ICT整備・活用指針策定)</p> <p>・食農教育の推進を踏まえた「めむろまるごと給食」の事業見直し。(R3:食農教育開始)</p>

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

- 新学習指導要領実施など教育環境の整備に向けた対応(児童生徒支援事業、小学校・中学校教材・教員整備事業)
 - ⇒外国語活動・外国語科の推進に向けた英語指導助手の配置、ICT教育環境(活用面)の整備
 - ⇒少人数学級の継続、発達支援システムと連携した特別支援教育の充実に向けた人員の配置
- 学校施設などの環境整備(小学校・中学校施設維持管理事業)
 - ⇒芽室町学校施設等長寿命化計画に基づき、少子化を踏まえた改修と多様なニーズに対応した施設整備
- 学校給食の提供や食育指導に向けた対応(学校給食管理運営事業)
 - ⇒町単独の管理栄養士の配置による食育・食農教育の充実

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標等から、前進したと評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	教育委員会や先生の取組みを評価し、成果指標②と③が向上しており、不登校支援システム等の新しい取組みから、前進したと評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・行政側からの発信が少し堅く、積極的な発信方法を考えて欲しい ・不登校システムは、専門家など専門性がより必要となるのではない ・コロナ禍による影響に対して、ソフト面を強化してほしい ・不登校など悩みを抱えている生徒への支援を行ってほしい ・民生委員へ生徒の情報を公開してほしい ・5に記載の取組みを進めて下さい 	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
14	2-1-1	学校教育の充実	意見	行政側からの学校教育に関する発信が少し堅く、積極的な発信方法を考えてほしい	教育推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名		
			対応内容	広報誌だけでなく、町HPやfacebook等も活用し、町民の方にわかりやすい表現を心掛けながら発信いたします。	
15	2-1-1	学校教育の充実	意見	不登校システムは、専門家などの意見等、専門性がより必要となるのではないか。	教育推進課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	児童生徒支援事業	
			対応内容	不登校支援システムを構築するにあたっては、構築協議会に有識者の方にも参加いただきながら構築しております。今後についても、外部の意見が必要な場面においては、専門家等の意見も参考にしながら不登校支援システムを推進してまいります。	
16	2-1-1	学校教育の充実	意見	コロナ禍による影響に対して、ソフト面を強化してほしい。	教育推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	教材・教具整備事業(小・中)	
			対応内容	学級閉鎖等で、学校に登校できない児童生徒に対しては、タブレットを活用し、遠隔学習を行うなど、児童生徒の学びを止めない取り組みを実施いたします。	
17	2-1-1	学校教育の充実	意見	不登校など悩みを抱えている生徒への支援を行ってほしい。	教育推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	児童生徒支援事業	
			対応内容	いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒に対して、スクールライフアドバイザーや教育支援センター指導員を活用した教育相談の充実を図るとともに、組織的かつ計画的に不登校支援を実施する不登校支援システムの推進により、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。	
18	2-1-1	学校教育の充実	意見	民生委員へ生徒の情報を公開してほしい。	健康福祉推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	児童生徒支援事業	
			対応内容	民生委員へ児童生徒に係る情報公開が必要な事案が生じた際には、その都度公開可能な範囲で対応いたします。	

施策番号 2-1-2	施策名	社会教育の推進	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	日下勝祐	内線	451
	施策関係課	教育推進課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果
学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。		町民	「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する					町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標	
① 児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課(旧社会教育課)調べ	人	1,313	881	595	419	1,190	
② 生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	%	39.1	75.4	80.0	76.0	45.0	
③								
④								
成果指標設定の考え方	①児童生徒数の減少率を考慮するも参加率を維持するもの。 ②前期計画で達成できなかった40%の目標値を超える評価を目指すもの。 (※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更)							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算
施策事業費(千円)	148,955	115,606	141,350	113,464
人工数(業務量)	3.4688	3.7783	3.5428	3.5343

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察		
①2021年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input checked="" type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由 ①社会教育事業全般において、コロナ感染症の影響により中止又は制限を設けた大幅な事業規模縮小を余儀なくされ、十分な成果を上げることができなかった。特に児童生徒を対象とした体験・交流事業への影響が大きかった。 ②コミュニティ・スクール事業への参加が増加した一方で、公民館、図書館、ふるさと歴史館の各種講座など、コロナ対策による中止、縮小が大きな影響を与えたものと思われる。
②2022年度の目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由) 児童生徒の社会教育事業への参加については、体験・交流事業の再開とジモト大学事業など地域コミュニティの活性化にもつながる事業を積極的に推進する。 また、生涯学習機会の充実では、特にコミュニティ・スクールでの地域住民の参画を積極的にコーディネートすることや、社会教育施設における各分野ごと、年齢層等に応じた各講座等の実施、町民活動組織との連携・協働する事業を推進する。
(2) 施策の成果評価に対する2021年度事務事業の総括		
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業		②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業 少年教育活動運営事業 中学生国際交流事業
③事務事業全体の振り返り(総括)	社会教育事業全般にわたり、昨年度から引き続きコロナ感染症の影響による事業の中止や大幅な事業規模の縮小となるものが多く、実施できる事業に限られ、十分な学習機会の提供が図れない結果となった。 また、R3年度をもって勤労青少年ホーム及び集団研修施設「かつこう」の社会教育事業としての供用を終えたが、これらの影響が生じないよう、今後の社会教育事業の実施において考慮する必要がある。 大きな成果と今後更に充実させるべき事業は、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動である。事業の実施にあたり地域のボランティアの皆さんや各組織、団体の方々の方々の参画により、児童生徒の育みを支えることはもとより、地域コミュニティの活性化が図られる事業であることから、より充実した内容となるよう取り組む必要がある。	

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)

担当課 評価	児童生徒の社会教育事業への参加については、コロナ禍により大きく減少したが、人財育成事業の芽室ジモト大学事業への着手、地域コミュニティの活性化に繋がるコミュニティスクール活動の充実にも努めた。	進捗結果	A	B	C	D	E

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
 D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習において「いつでも、どこでも、誰でも」が自由に学べる学習環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> →学習形態の進展・多様化に対応するためのデジタル学習への対応 ・子ども会活動の減少、高齢者学級「柏樹学園」の課題 <ul style="list-style-type: none"> →子ども会) 地域活動や広域での連携、世代間交流の実施などによるコミュニティ活動の推進 →柏樹学園) 学習プログラムの見直しと学園生確保策の再考 ・コミュニティスクールやジモト大学事業の取組みによる地域コミュニティの活性化、地域教育力の向上 <ul style="list-style-type: none"> →地域ボランティア活動の推進
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクールの取組みについて周知方法の多様化 ・子ども会活動の継続支援(単位会の減少や役員のなり手不足) ・ふるさと歴史館の事業充実(各種講座、特別展示等) ・図書館の機能充実、電子図書の導入

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育推進中期計画(H31-R4)の着実な推進 <ul style="list-style-type: none"> →コミュニティスクールの充実。地域学校協働活動の全町的な取組みと学校運営への明確な位置づけ。地域コミュニティの活性化。 →ジモト大学事業による人財育成。人的ネットワーク形成。地域コミュニティの活性化。 →高齢者学級の学習プログラムの随時見直し。通園のための交通手段の確保。 →各種体験、交流事業の再開 ・社会教育施設の有効活用と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> →公民館機能の発揮(各種講座、イベント等の再開と推進強化) →図書館機能の再点検(学習環境の在り方と電子図書の導入) →ふるさと歴史館の運営方法と事業の充実(各種講座、体験会、特別展示等の実施)
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に、維持したとする。	進捗結果	A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。特にジモト大学やコミュニティスクールの取組を、町民全体に浸透させてください。		A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	成果指標①はコロナの影響で致し方なく、②は目標を達成しており、ジモト大学やCSの取組は、施策方針から前進したと評価する。	進捗結果	A	B	C	D	E
							○
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・4.に記載のデジタル学習について、GIGAスクールの対応として、公共施設で利用しやすいようにしてほしい ・柏樹学園の生徒数が減っている、まだ働いている人もいることから、今後の在り方を見直すべきだと思う ・ふるさと歴史館の運営方法について検討してもらいたい ・町民の自発的な取組に対して、町としての予算支援、情報提供を伴走してほしい 		A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

施策番号 2-2-1	施策名	地域文化の振興	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	日下勝祐	内線	451
	施策関係課	環境土木課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果
地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用をすすめます。		町民	・文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり					心豊かに暮らせるまち
成果指標	説明	単位	算定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標	
① 文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	%	42.2	74.3	77.4	73.0	45.0	
② 文化活動への参加者数	生涯学習課(旧社会教育課)調べ	人	1,196	1,220	1,384	1,172	960	
③								
④								
成果指標設定の考え方	①前期計画で得られなかった評価(45%超)を目標値としたもの。 (※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②現状の加速する減少率を改善し下げ止まりの傾向を示すもの。							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算
施策事業費(千円)	12,224	14,003	8,859	16,304
人工数(業務量)	0.6589	0.5721	0.6829	0.5229

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2021年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input checked="" type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	①②ともに指標は前年をやや下回ったものの、コロナ感染症の影響下で減少幅は抑えられた。文化団体や町民活動支援センター登録団体などの活動が評価されたこと、事業も様々な制限の中である程度実施できたことによる評価と解する。
②2022年度の目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	芸術鑑賞会は、町民参加による芸術鑑賞会実行委員会による企画・実施の取組みを継続実施する。また、町民文化展への出展に対する協議を進め、これまで以上に多くの作品が展示され、鑑賞できるよう内容検討する。文化活動の確保と充実に向け、文化協会をはじめ関係団体と連携し、多くの町民が参加できる事業の実現を図る。
(2) 施策の成果評価に対する2021年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	芸術鑑賞会等開催事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	芸術・文化振興支援事業
③事務事業全体の振り返り(総括)	・町民との連携による文化芸術活動の充実 芸術鑑賞会等開催事業では、町民参加による実行委員会組織での企画・運営が参加者からの高い評価につながっており、今後も継続実施する。 町民文化展の運営や出展に関する進め方について、見直しを含めて関係団体との協議が必要。 ・児童生徒の文化芸術振興 全国全道大会出場支援は、文化活動がしやすいと感じる町民の割合への貢献度が高い。 ・文化活動団体の会員等の減少や指導者、後継者の確保という課題に対し、文化協会は活動方針等の明確化と体制の強化が必要。また、事業の魅力を再考するなど新たな取組みが必要である。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	計画策定時と比較すると成果は向上となるが、この数年の状況から判断すると現状維持程度。文化団体の活動に対し、新たな取り組みへの協議や支援が必要。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞会の開催は、町民参加による実行委員会組織として企画・運営を担っていただき、高評価を得ていることから、継続実施として内容充実に努める。 ・町民文化展の実施内容を見直す必要がある。 ・文化協会活動の内容については、事業発展のための取組みを再考し多くの町民が参加・鑑賞できる事業の実施と組織の強化が必要がある。 ・文化芸術活動への支援として、鑑賞会、クリニック等の充実に図るとともに、大会出場助成を継続する。 ・フレンドリーコンサートの内容充実と鑑賞者の増を図る工夫が必要である。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会活動に要する施設利用料の減免要請。 ・町民文化展の内容を再考。

5. 施策の成果向上のための具体的な取組み(今後強化すべき取組み、新たに実施すべき取組み)

<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞会の継続開催。町民参加の実行委員会組織からの提案事業を実施。 →様々な分野の鑑賞による町民満足度の向上。 ・文化活動における「一流を見て、聴いて、学ぶ」視点から、各分野の技術や取組姿勢などについてクリニックを開催。 →各種講座の開催においても実施。 ・文化協会の活動内容などを検証し、魅力ある組織、活動への協議と事業実施への支援。 →組織体制強化への協議。 ・指定管理者と連携した公民館講座の充実。 ・文化活動に必要な設備備品の計画的な整備。
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	5に記載の取組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	成果指標①と②が達成されており、芸術鑑賞会が町民参加しやすく、図書館の取組みから、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・町民参加を公表し、参加者の「達成感」を味わえる取組を行ってほしい ・文化協会活動の施設利用料の減免を検討してほしい ・文化協会登録料の補助について検討してほしい ・文化団体、文化協会の組織体制の強化を進めてほしい ・文化財の「見える化」に取り組んでほしい ・文化活動の利用料が人数に関らず同じであり、予約方法のルールについて利用者から聞取りをし、利用料や予約方法について改定に取り組んでほしい 	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策番号 2-2-2	施策名	スポーツしやすい環境づくり	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	日下勝祐	内線	451
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果
町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりをすすめます。		町民	いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする					健康で明るいまちづくりを実現する
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標	
①	スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	%	92.2	83.6	83.8	83.5	95.0	
②	芽室町内の体育施設利用者数	人/年	177,638	165,626	115,020	124,734	180,000	
③	高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	回/年	34	33	18	21	46	
④								
成果指標設定の考え方		①住民満足度として非常に高い評価を得る数値とするもの。 (※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②前期計画で達成できなかった数値を目標とするもの。 ③事業機会を30%UPで推進しようとするもの。						

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算
施策事業費(千円)	262,925	202,831	181,403	272,236
人工数(業務量)	1.8149	1.9441	1.6899	1.8615

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2021年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した	想定される理由	スポーツ振興事業全般において昨年に引き続きコロナ感染症の影響により施設の閉館や事業の縮小または中止を余儀なくされ、十分な事業の実施とならず成果を上げることができなかった。しかしながら、近年のソフト事業の充実と施設の運営や維持管理等に一定の評価をいただいたものと解する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった		
<input type="checkbox"/> 成果は低下した			
②2022年度の目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる	根拠(理由)	民間企業・団体等との連携協定等ソフト事業の充実では、多種目における事業実施と指導者の育成・確保のための取組を強化する。 社会体育施設再整備構想に基づき、プール建替に伴う周辺施設との複合機能を強化する。 本町発祥のゲートボールは、再生計画の実施により競技として継続できる環境づくりや特に若い世代への普及活動に努める。
	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能		
	<input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい		
(2) 施策の成果評価に対する2021年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業		②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	各種大会出場支援事業
			ゲートボール普及活動事業
			チャレンジデー実施事業
			スポーツ人材強化・育成事業
③事務事業全体の振り返り(総括)	・スポーツ振興において民間企業・団体等との連携協定に基づく事業は、町民からの期待度も高く、すでに実施した事業への評価、満足度も高いといえる。しかしながら、昨年に引き続きコロナ禍で事業縮小や中止を余儀なくされた。今後もこれらの事業推進により町民満足度の向上を図る。 ・社会体育施設については、プール建替事業をはじめ、周辺施設の整備はもとより、町全体の施設整備や維持管理について社会体育施設再整備構想に基づき計画的な実施に努める。 ・ゲートボールの再生については、特に若い世代への普及を重点的に進め、継続して取り組める環境の整備等について関係団体と連携し強化しなければならない。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)						
担当課 評価	コロナ下での事業縮小や施設の利用制限により成果は後退しているものの、ソフト事業の充実や社会体育施設の計画的な整備については向上している。 ゲートボールの再生に向けた取組みが重要課題。	A	B	C	D	E
		進捗結果				○

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興のソフト事業における民間企業・団体との事業連携強化。「一流を見て、聴いて、学ぶ」ための町民参加事業の継続実施。 社会体育施設再整備構想に基づく計画的な施設整備と適切な運営、維持管理の実施。 プール建替事業の実施と周辺施設整備。町全体の社会体育施設再整備の計画的な推進。 ゲートボール競技人口の減少。若年層や現役世代社会人に対する普及活動の強化。 日本ゲートボール連合の「再生プロジェクト」及び本町の再生計画「挑戦の流儀」の実施。 スポーツ少年団活動継続のための指導者の確保。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> プール建替後の社会体育施設の計画的な整備。 社会体育施設周辺の環境整備(駐車場、トイレ、支障木)。 健康プラザ人工芝の適正管理。 ゲートボール普及事業の強化。

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

<ul style="list-style-type: none"> 民間企業・団体等との連携によるスポーツ振興ソフト事業の強化(一流を見て、聴いて、学ぶ)。 →多種目における計画的な実施。 →指導者の育成・確保に向けた連携活動。 社会体育施設再整備構想における計画的な施設整備。 →プール建替に関する作業の適正実施と周辺施設との複合機能の充実。 →施設機能の維持に要する計画的修繕 ゲートボール普及事業において、日本ゲートボール連合が掲げる「再生プラン」への参画と、本町の再生計画の着実な推進。 少年団活動における指導者確保について、総合型地域スポーツクラブの調査研究と指導者派遣についての検討と事業化の見極め。 →中学部活動の地域移行との連携を見据えた対応策検討。
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に、維持したと評価する。	A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	進捗結果			○	

A: 実現した
B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	担当課評価、庁内評価と同様に、維持したと評価する。	A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 若者がゲートボールに初めてプレーしやすいように、ルールを簡略化した形で段階を踏んでプレーしてもらうことを検討してほしい けん玉、スケートボードなど、スポーツの枠を広げてほしい ゲートボールも文化財の扱いとして、社会教育と連携して取り組んでほしい プール建設のハード面と、一流を見て学ぶソフト面を一体として取り組んでほしい 総合体育館とプールの使用料の適正化、高校生以下の無料化について検討してほしい 	進捗結果			○	

A: 実現した
B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
19	2-1-2	社会教育の推進	意見	GIGAスクールの対応として、公共施設で利用しやすいようにしてほしい。	生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	公民館施設維持管理事業、図書館維持管理事業	
			対応内容	公民館、図書館に関しては、来館者が快適・便利にインターネットを利用することができる施設とするため、令和3年度にWifi環境を整えました。	
20	2-1-2	社会教育の推進	意見	柏樹学園の生徒数が減っており、まだ働いている人もいることから、今後の在り方を見直すべきだと思う	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	高齢者学級「柏樹学園」開設事業	
			対応内容	現在においても、学習プログラムについて学園生へのアンケートを行いながら計画しているところですが、今後も学園生の思いに沿った充実したプログラムとなるよう、その方法について検討します。	
21	2-1-2	社会教育の推進	意見	ふるさと歴史館の運営方法について検討してもらいたい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ふるさと歴史館運営事業	
			対応内容	現在においても、通常展示以外に特別展示や体験学習を企画・実施しているところですが、今後も、郷土の歴史について理解を深める機会の提供を継続して実施します。	
22	2-1-2	社会教育の推進	意見	町民の自発的な取組に対して、町としての予算支援、情報提供を伴走化してほしい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	公民館施設維持管理事業、芸術・文化振興支援事業	
			対応内容	自発的な取り組みがどのように町全体の文化の推進に関わっていくか、また、その活動のためにどのような設備備品が必要かを確認しながら、計画的な整備を検討します。	

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
23	2-2-1	地域文化の振興	意見	芸術鑑賞会について、町民参加を公表し、参加者の「達成感」を味わえる取組を行ってほしい。	生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	芸術鑑賞会等開催事業	
			対応内容	毎年、町民による芸術鑑賞会実行委員を募集し、実行委員会を立ち上げ、演目の選定や当日の運営を行っています。	
24	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化協会活動の施設利用料の減免を検討してほしい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する 2 検討する ③ 対応不可	
			対応事業名	芸術・文化振興支援事業	
			対応内容	公共施設全体に関わってくることとなるため、回答できません。	
25	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化協会登録料の補助について検討してほしい	生涯学習課
			対応方針	1 対応する 2 検討する ③ 対応不可	
			対応事業名	芸術・文化振興支援事業	
			対応内容	現在、文化協会に対して事業補助を行っていますが、各団体に対して文化協会への登録料補助については実施する考えはありません。登録料の額については、文化協会と協議をお願いします。	
26	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化団体、文化協会の組織体制の強化を進めてほしい	生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	芸術・文化振興支援事業	
			対応内容	文化協会としても意欲的に取り組んでいただく必要はありますが、協会の新たな取り組みについて、会が活発に活動できるよう協会役員と協議していきます。	
27	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化財の「見える化」に取り組んでほしい	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	文化財保護事業	
			対応内容	現在の文化財は「芽室公園一帯のかしわ」であり、その保護と周知を行っているところです。今後は新たな周知方法についても検討します。	
28	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化活動の利用料が人数に関らず同じであり、予約方法のルールについて利用者から聞き取りをし、利用料や予約方法について改定に取り組んでほしい	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	公民館施設維持管理事業	
			対応内容	公民館の使用料金は部屋ごとの金額となっているため、利用人数に応じた広さの部屋をご利用ください。また、予約方法については指定管理者で行う利用者アンケートなどを参考に、検討します。	

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
29	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	若者がゲートボールに初めてプレーしやすいように、ルールを簡略化した形で段階を踏んでプレーしてもらうことを検討してほしい	生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ゲートボール普及活動事業	
			対応内容	小学校の授業においてゲートボールを取り入れ、簡略化したルールでプレーし、児童にゲートボールの楽しさを感じていただくようにしています。	
30	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	けん玉、スケートボードなど、対象とするスポーツの枠を広げてもらいたい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	スポーツ人材強化・育成事業	
			対応内容	御意見の競技などにおける人材の強化、育成に係る要望の際は、本町の体育会と連携を図り、その必要性について検討します。	
31	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	ゲートボールも文化財の扱いとして、社会教育と連携して取り組んでほしい。	生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ゲートボール普及活動事業	
			対応内容	本町が発祥の地であるゲートボールは、芽室遺産として平成18年に数多くの候補の中から選定されています。今後もゲートボールは、幅広い年齢で楽しめる生涯スポーツとして普及活動を継続します。	
32	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	プール建設のハード面と、一流を見て学ぶソフト面を一体として取り組んでほしい。	生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	温水プール維持管理事業	
			対応内容	アスリートや成果を挙げた指導者を招聘し、少年団や部活動における技術の向上、また、指導者の育成を学ぶ機会を継続し実施します。	
33	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	総合体育館とプールの使用料の適正化、高校生以下の無料化について検討してほしい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	総合体育館維持管理事業／温水プール維持管理事業	
			対応内容	現在実施しています温水プールの建て替えに伴い、それら施設に係る利用料金の見直しを実施予定です。施設を利用しやすい料金設定や維持管理を考慮し、利用料金を設定します。	

第3章

芽室町教育振興基本計画施策項目及び 成果指標実績

《芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等》

施策項目 1 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成						
成果指標	基準年(H29)	H30年度実績	R01年度実績	R02年度実績	R03年度実績	目標年度(R4)
全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目の平均正答率の全国値を100とした場合の値	小6 91.1 中3 97.6	小6 90.7(92.1) 中3 99.9(100.5)	小6 87.4 中3 99.7	実施中止	小6 96.4 中3 95.2	100.0以上
全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段(月曜日～金曜日)1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小6 42.8% 中3 64.0%	小6 41.3% 中3 67.4%	小6 47.8% 中3 64.5%	実施中止	小6 40.1% 中3 74.6%	小6 64.0% 中3 70.0%
全国学力・学習状況調査において、「授業(算数・数学)の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小6 78.9% 中3 73.2%	小6 78.6% 中3 73.6%	小6 77.1% 中3 70.4%	実施中止	小6 84.5% 中3 63.0%	小6 80.0% 中3 80.0%

施策項目 2 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成						
成果指標	基準年(H29)	H30年度実績	R01年度実績	R02年度実績	R03年度実績	目標年度(R4)
全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小6 70.1% 中3 73.6%	小6 83.0% 中3 81.0%	小6 76.2% 中3 77.9%	実施中止	小6 74.7% 中3 83.6%	小6 78.0% 中3 78.0%
全国学力・学習状況調査において、「学校のきまり(規則)を守っている」「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小6 89.2% 中3 96.3%	小6 86.2% 中3 95.2%	小6 90.6% 中3 97.1%	実施中止	該当する質問 項目無し	小6 93.0% 中3 96.0%
全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小6 97.4% 中3 91.3%	小6 97.2% 中3 96.5%	小6 95.1% 中3 94.8%	実施中止	小6 99.4% 中3 96.3%	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す

施策項目 3 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

成果指標	基準年(H29)	H30年度実績	R01年度実績	R02年度実績	R03年度実績	目標年度(R4)		
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の値	小5男子 47.2	小5男子 48.6	小5男子 52.7	実施中止	小5男子 47.6	50.0以上		
	小5女子 46.6	小5女子 47.5	小5女子 52.6		小5女子 51.5			
	中2男子 51.6	中2男子 51.9	中2男子 50.0		中2男子 47.3			
	中2女子 48.8	中2女子 49.7	中2女子 48.4		中2女子 46.7			
	小5男子 90.4%	小5男子 92.8%	小5男子 93.4%		実施中止		小5男子 89.7%	小5男子 94.0%
	小5女子 82.7%	小5女子 84.4%	小5女子 87.7%				小5女子 88.6%	小5女子 88.0%
中2男子 93.7%	中2男子 92.1%	中2男子 92.8%	中2男子 89.8%	中2男子 94.0%				
中2女子 72.8%	中2女子 78.8%	中2女子 80.6%	中2女子 79.0%	中2女子 81.0%				
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小6 86.1%	小6 84.8%	小6 87.1%	実施中止		小6 84.0%	小6 90.0%	
	中3 85.5%	中3 81.5%	中3 88.4%			中3 91.0%	中3 90.0%	

施策項目 4 特別なニーズに対応した教育の推進

成果指標	基準年(H29)	H30年度実績	R01年度実績	R02年度実績	R03年度実績	目標年度(R4)
「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	継続
小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	18人	10人	21人	19人	17人	増員

施策項目 5 地域とともにある学校づくりの推進						
成果指標	基準年(H29)	H30 年度実績	R01 年度実績	R02 年度実績	R03 年度実績	目標年度(R4)
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入されている学校の割合	0%	0%	100%	100%	100%	100%
全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%	85.7%	実施中止	100%	継続

施策項目 6 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進						
成果指標	基準年(H29)	H30 年度実績	R01 年度実績	R02 年度実績	R03 年度実績	目標年度(R4)
教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	継続	継続	継続	継続	継続	継続

施策項目 7 安心安全で質の高い教育環境の整備						
成果指標	基準年(H29)	H30 年度実績	R01 年度実績	R02 年度実績	R03 年度実績	目標年度(R4)
公立学校施設の耐震改修状況調査において、「全棟数」に占める「耐震性がある数」の割合	100%	100%	100%	100%	100%	継続
学校図書館図書標準の達成率	小 111.0% 中 116.4%	小 106.7% 中 113.1%	小 107.9% 中 110.6%	小 110.6% 中 105.7%	小 109.7% 中 112.6%	継続
部活動休養日(年間73日)を設けている学校の割合	—	100%	100%	100%	100%	100%

施策項目 8 社会教育の推進と文化・スポーツの振興						
成果指標	基準年(H29)	H30 年度実績	R01 年度実績	R02 年度実績	R03 年度実績	目標年度(R4)
児童生徒の社会教育事業参加人数	1,313 人	1,245 人	881 人	595 人	419 人	1,190 人
芽室町内の体育施設利用者数	177,638 人	171,894 人	165,626 人	135,284 人	124,734 人	180,000 人
地域文化活動への参加者数	1,196 人	1,221 人	1,220 人	1,384 人	1,172 人	960 人

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

日程第 7

議案第 3 2 号

財産取得（温水プール等備品購入（その 1））の件（非公開）

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 項第 3 号に基づき、教育財産の取得を町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第288号
令和4年11月28日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

教育財産の取得について（申出）

このことについて、芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 8

議案第 33 号

財産取得（温水プール等備品購入（その 2））の件（非公開）

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 項第 3 号に基づき、教育財産の取得を町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 4 年 11 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第289号
令和4年11月28日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

教育財産の取得について（申出）

このことについて、芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 9

議案第 3 4 号

令和 4 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 4 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 280 号
令和4年11月28日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。